

介護保険料

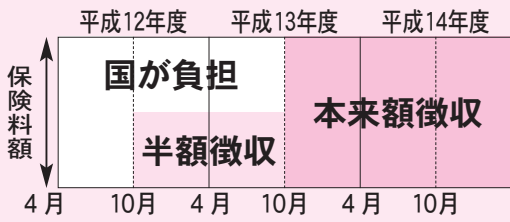
本来額徴収になります

介護保険制度は平成十二年度に始まり、四十歳以上の方から納めていただいた介護保険料などをもとに事業を運営してきました。このうち第一号被保険者（六十五歳以上）の介護保険料は平成十三年九月まで国が一部を負担してきましたが、同年十月からは全額納めていただいています。このことから、平成十四年度は年間を通じて全額納付いただくこととなります。

今年から本来額に

介護保険料は、第二号被保険者（四十歳以上六十五歳未満）の方は制度が始まったときから

図1 第1号被保険者の介護保険料



本来の額を医療保険と合わせて納めていただいています。第一号被保険者の方には昨年十月から本来の額の介護保険料を納めていただいています。介護保険料が年々上がっているように感じるかもしれませんが、国の特別対策で平成十二年九月までは全額、平成十三年九月までは半額を国が負担してきた制度の終了に伴う本来の額の徴収であつて、介護保険料が増されたわけではありません。皆さんから納めていただく介護保険料は、施設や居宅で介護サービスを利用するお年寄りの支えになっています。これからも介護保険料の納入にご理解とご協力をお願いいたします。

図2 介護保険料の区分

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
対象要件	住民税非課税世帯		住民税課税世帯		
	高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税合計所得金額250万円未満	本人が住民税課税合計所得金額250万円以上
月額保険料	1,500円 (3,000×0.5)	2,250円 (3,000×0.75)	3,000円 (基準額)	3,750円 (3,000×1.25)	4,500円 (3,000×1.5)
平成13年度保険料総額	13,500円	20,250円	27,000円	33,750円	40,500円
平成14年度保険料総額	18,000円	27,000円	36,000円	45,000円	54,000円

基準額は月三千元

第一号被保険者の介護保険料は、所得や住民税の課税状況などによって五段階に区分され、基準額の月額三千元をもとに軽

減されたり割り増しになります。

所得段階は確定申告などによって計算されたそれぞれの市町村の住民税賦課情報をもとに毎年七月に決定します。所得段階に疑問がある場合はお問い合わせください。

三年ごとに見直し

介護保険料は三年ごとに見直すことになっていて、今年度策定する第二期介護保険事業計画で平成十五年度から十七年度までの介護保険料が決まります。介護保険事業計画では、将来

における広域連合管内の要介護者・要支援者の人数を推計し、介護サービスの利用に関して行った意向調査の結果などをもとに、みなさんがどんな介護サービスを求めている、どれくらい介護サービスが必要なのか検討し、介護保険料を設定します。

この事業計画は、管内の介護保険施設や被保険者の代表などで構成する介護保険運営協議会にも意見を聞いて策定することになります。

この協議会は、事業計画を策定した後の介護保険事業の進捗状況の管理などについても協議を行っていきます。